

公益財団法人 日本プライベートトラスト財団
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人 日本プライベートトラスト財団（以下「この法人」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理事及び監事に対する報酬の総額)

第2条 理事及び監事に対する各年度の報酬の総額は次の金額の範囲内とする。

- (1) 理事 300万円
- (2) 監事 150万円

(理事及び監事の報酬の区分及び算定方法)

第3条 理事及び監事が、理事会に出席したときは、1日当たり、各人ごとに100,000円（源泉所得税控除後の金額）を支給する。

(評議員の報酬の区分及び算定方法)

第4条 評議員が、評議員会に出席したときは、1日当たり、各人ごとに100,000円（源泉所得税控除後の金額）を支給する。

(費用の支給)

第5条 理事及び監事並びに評議員がその職務遂行にあたって負担した費用については、交通費については実費相当額を、手数料等については請求のあった額を支払うものとする。

(報酬及び費用の支給の方法及び形態)

第6条 報酬及び費用は、その発生した日の属する月の翌月末日までに、本人の指定する金融機関への振込をもって支給する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の変更は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、2024年11月27日より施行する。

(2024年11月27日評議員会議決)

2025年6月23日 一部変更